

第十四回 貴族院議事速記録第四號

民法第千七十九條及第千八十一條ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル法律案特別委員會

委員長 伯爵坊城俊章君 副委員長 男爵尾崎三良君
副委員長 男爵小澤武雄君

鑛業條例中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵坊城俊章君 副委員長 男爵尾崎三良君
豫算委員會ニ於テ左ノ通分科及擔當委員ナ決定シ主査ヲ互選セラレタリ

第一科(歲入) 主査伯爵大原重朝君

(大藏省)

提出 第一讀會

洪基君

第二科(外務省) 主査 周布公平君

(外務省)

長報告

渡邊

第三科(農商務省) 主査 伯爵吉川重吉君

(農商務省)

長報告

高橋

純造君

洪基君

第四科(陸軍省) 主査 伯爵松平康民君

(陸軍省)

長報告

西村亮吉君

第五科(海軍省) 主査 伯爵山茂君

(海軍省)

長報告

高橋

功長君

渡邊

第六科(文部省) 主査 伯爵山内豊誠君

(文部省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第七科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第八科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第九科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十一科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十二科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十三科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十四科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十五科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十六科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十七科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十八科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第十九科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十一科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十二科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十三科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十四科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十五科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十六科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十七科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十八科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第二十九科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十一科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十二科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十三科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十四科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十五科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十六科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十七科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十八科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第三十九科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十一科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十二科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十三科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十四科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十五科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十六科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

高橋

子爵岡部長職君

洪基君

第四十七科(農商務省) 主査 伯爵山内豊誠君

(農商務省)

長報告

子爵大田原 一清君 子爵千種 有梁君 子爵高野 宗順君
長與 專齋君 男爵寺島 秋介君 秋月 新太郎君
中西 光三郎君 廣瀬 和育君
雜科 主查男爵生駒 親忠君

侯爵松平 康莊君 子爵戸田 忠行君 子爵鍋島 直柔君
子爵黒田 和志君 福原 實君 男爵藤村 紫朗君
男爵酒井 忠弘君 水野 遼君

一昨二十九日政府ヨリ左ノ通牒ヲ受領セリ

臺灣總督府事務官 祝辰巳

内務省所管事務政府委員被仰付

司法省參事官 石渡敏一
同 河村讓三郎

司法省所管事務政府委員被仰付
右之通本日被命候條此旨及通牒候也

明治三十二年十一月二十九日 貴族院議長公爵近衛篤麿殿

○副議長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス、北海道官設鐵道

用品買入手續ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致セマス

〔小原書記官朗讀〕

北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十二年十一月二十八日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤麿殿

〔左ノ議案ハ朗讀ナ經サルモ參照ノ爲茲ニ載錄ス〕

北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案

北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案
金拂並概算渡ヲ爲スコトナ得

〔政府委員小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小松原英太郎君) 本案ハ至テ簡單ナ法律デゴザイマスカラ極ク

簡短ニ説明ナ致シマス、本年二月法律第十號ヲ以チマシテ北海道官設鐵道用品資金會計法ト云フモノが發布ニナリマシタ、鐵道ノ敷設並ニ運輸事業ニ要シマスル用品ノ供給ナ便利ニ致スヤウニシタノデアリマス、然ルニ其資金ハ金額ハ甚ダ僅少デアリマスノデ此資金會計カラ致シマシテ用品ヲ購入スルニ當リマシテ代金ノ前拂ト概算渡ノ途ナ開キマセヌケレバ十分ノ運用ガ附カヌノデアリマス、ソレ故ニ資金ノ融通ヲ圓滑ナラシメ用品供給ノ敏捷ヲ計ラムガ爲ニ本案ヲ提出致シタ次第アリマス、何卒速ニ協賛ヲ與ヘラレムコトナ希望致シマス

〔豫算案ハ浩瀚ナルヲ以テ掲載セス以下之ニ同シ〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 原案可決ト看做シマシテモ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 然ラバ可決致シマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

〔伯爵徳川達孝君演壇ニ登ル〕

○伯爵徳川達孝君 法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報道致シマス、此案ノ委員會ハ先月二十七日ト二十九日ノ兩日ニ亘リマシテ會議ヲ開キマシテ十分ナル審議ヲ遂ゲマシタ、政府委員ノ説明ヲ承リマスレバ其大要ハ元來法人ハ所謂無形人デアリマシテ犯罪能力ノナイモノアル故ニ此刑罰ヲ課スルト云フコトハ出來ナイ、然レドモ事實ニ於テハ犯罪ヲ爲スコトガアル、依ッテ之ガ取締ヲ附ケヤウト云フニハ己ムヲ得ズ其代理者タル所ノモノヲ處罰致スコト、定メマシタ、而シテ本案ノ主トスル所ノ點ハ重ニ脱稅ヲ防ガムガ爲ニ設ケタモノデアル、從來ハ會社組織ヲ以テ脱稅杯ノ謀ルト云フ如キ惡策ヲ企テル者ノ實例ハナカツサウデアリマス、併ナガラ追ミソレ等ノ弊害ヲ生ズル形勢ガ見エルコトデアル、若シ一朝其弊害ヲ生ズル場合ガアツタキハ從來ノ法則ノミデアッテハ完全ナル取締ヲ附スルコトガ出來ナイコトデアル、ソレ故ニソレ等ノ弊害ヲ防グタメニハ本案ノ如キ法律ヲ必要トスル、故ニ提出ニナツタ次第デアル、斯ウ云フコトガ政府委員ノ説明デゴザイマス、ソレカラ此委員會ニ於キマシテハ種々ナ質問モゴザイマシタシ又多少議論モゴザイマシタケレドモ、結局三名ニ對スル五名ノ多數ヲ以テ原案ノ如ク可決相成リマシタ、此委員ノ少數即チ原案ヲ否トスル所ノ説ノ大要ヲ申述ベレバ本案ハ政府全體カラ提出ニナツタ譯ニアラズシテ大藏省ノ提出ニ係ル所ノモノノデ、政府委員ノ説明ニ據云フヤウナ、サウ云フモノヲ改正増補シテモ宜ササウナモノアル、然ルニ何ゲスノ如キ單行ノ法律ヲ發スル必要ハナカラウト思フ、又本案ノ如キ自ラ犯シタル場合ノミナラズ他ノ從業者ノ事犯ノ場合ニモ代表サレタル所ノモノヲ

罰スルト云フコトハ少シ嚴酷デハナイカ、故ニ本案ハ否決スベキモノデアルト云フ斯ウ云フ所ノ少數者ノ意見デゴザイマス、ソレカラ委員ノ多數ノ説ト申スモノハ政府ノ意見ノ如ク本案ノ如キ法律ハ將來續出スル所ノ弊害ヲ防グニハ必要デアル、ソレ故ニ本案ハ可決スベキモノト云フコトデゴザイマシタ、ドウカ満場諸君ニ於キマシテ直チニ可決アラムコトヲ希望致シマス、終ニ臨ンデ此案ハ隨分ムヅカシイカモ知レマセヌガ、兎ニ角簡單ナ案デゴザイマスカラ讀會ヲ省略サレマシテ直チニ可決アラムコトヲ希望致シマス、終ニ臨ンデシテ置キマスガ諸君ノ中デ御疑ガゴザイマスレバ御質問モアルデゴザイマセウガ、本員ノ出來得ル限ハ御答ナ致シマスガ、此委員諸君ノ中ニハ法律上ヤ又ハ事實上ニ於テ詳シイ御方モゴザイマスカラ本員如キ者が不完全ナ御答ナ致シマシテ諸君ニ御迷惑ヲ懸ケマスルヨリモ委員諸君ノ中ニ御尋デゴザイマスレバ明瞭ナル御答ガアツテ諸君モ却ツテ其方が御便宜デアラウト存ジマスカラ其御積リデ願ヒタウゴザイマス、又是ハ申スマデモゴザイマセヌガ此提出ノ理由等ニ附キマシテハ政府委員ヘ十分ニ御質問等アルコトナ希致シマス

○兒玉淳一郎君 本員ハ政府委員ニ質問ナシタイ、宜シウゴザイマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 宜シウゴザイマス

○兒玉淳一郎君 此法案ハ此間委員會デ質問ヲ落シテ居リマシタカラ今日質問ヲ致シタウ思ヒマスガ、此法文ヲ見マスルト、社員理事取締役トアル所デアリマスガ、是ハ例ヘバツノ會社ニ居ツテ其人ガ矢張リ專ラ法人ノ業務ヲ執テ居ル、然ルニ其人ガ例ヘバ兼業ナシテ居ル、外ノ會社ニ這入ツテ居ル人ガアル、其人ガ東京ノ或ル會社ニ居ツテ、ソレガ大坂トカ京都トカヘ行ツテ居ル、斯ウ云フコトガ此事犯ニ關シタ所爲ガアレバ處罰シナケレバナヲメトシテハ種々ナ質問モゴザイマシタシ又多少議論モゴザイマシタケレドモ、其行爲ヲ爲シタル者ノミナ處罰スルト云フノデ見ルト、其時ハ其人ガ一人デ罰セラレル、サウスルト一方ノ場合ニハ澤山ノ人が罰セラレ、一方ノ場合ニレバ大藏省ノ所管ニ屬スル租稅及葉煙草專賣ニ關シテノミ必要ト云フコトデアル、然レドモ果シテサウナラバ其關係ノ法律、マア例ヘテ言ハム租稅法ト云フヤウナ、サウ云フモノヲ改正増補シテモ宜ササウナモノアル、然ルニ何ゲスノ如キ單行ノ法律ヲ發スル必要ハナカラウト思フ、又本案ノ如キ自ラ犯シタル場合ノミナラズ他ノ從業者ノ事犯ノ場合ニモ代表サレタル所ノモノヲ

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今御尋ニナリマシタ其第一デゴザイマスガ、

代表者ガ不在ノ場合ニハドウスルカト云フ御尋ト承リマシテゴザイマスガ、會社ノ事務ニ附イテハ苟クモ代表者デアリマスル以上ハソニ現在致シマスノト否トニ拘ラズ總テ事務ハ先ツ執ツテ居ルモノト見ナケレバナリマセヌ、故ニ矢張リ此法文ニ依ツテ是ガ法律ト爲リマス以上ハ其人ガ責任ヲ負フコトニナルノデアラウト思ヒマス、ソレカラ體刑ヲ科スベキ場合ニハ唯一人デアルノニ代表者ヲ……其他ノ場合ニ於テハ多クノ者ヲ罰スルト云フノハ不都合デハアルマイカト云フヤウナ御尋デゴザイマシタガ、此法文ノ趣意ハ但書ニハ書イテゴザイマスケレドモ今日ノ實際ノ會社拵ノ有様ニ依リマスレバ、多クハ大抵專務ノ代表者ヲ設ケテ置キマスノデ、專ラ事務ヲ執リマス者ハ大抵ノ會社ニ置イテゴザイマスカラシテ此適用ヲ受ケマス場合ニハ大抵一人ガ制裁ヲ受ケテ濟ム場合が多いノデゴザイマス、併ナガラソレハ事實ヲ申上ゲルノデアッテ、理窟ヲ言ヘバ或ハ專務ノ者ノナイ場合モゴザイマス、故ニソコデ法文ニハ專務ノ者ガナケラネバ代表者ハ總テ制裁ヲ受ケナケレバナラナイ、併ナガラ專務ノ者ガアレバ其者ノミガ制裁ヲ受ケレバ宜シイト、斯ウ云フ仕組ニハ出來テ居リマスケレドモ、唯今申上ゲマス通り事實ニ於テハ殆ド專務ノ者ノナイヤウナ場合ガ少ウゴザイマスカラ其結果ハ體刑ヲ科スベキ場合デアッテモ、サウナイ場合デアッテモ多クノ場合ハ一人デ處罰ヲ受ケルコトニナラウト思ヒマスノデ、左程其間ニ不都合ハナイト考ヘマス

○兒玉淳一郎君 尚ホ御質問ナシタウゴザイマス、其御答ガ衝突ナスル、前ノ方ニ於テハ業務ヲ執ツテ居ル者ガ何處ニ居テモ罰ヲ受ケナケレバナラヌ、サウシテ體刑ノ場合ニ於テハタッタ一人ヲ罰スル、直グアナタノ御答ガ抵觸スル、本員ノ考ヘルニハ前ノ理窟ナラバ體刑ヲ科スル場合ニ皆罰スルト言ハナ

○兒玉淳一郎君 尚ホ御質問ナシタウゴザイマス、其御答ガ衝突ナスル、前ノ方ニ於テハ業務ヲ執ツテ居ル者ガ何處ニ居テモ罰ヲ受ケナケレバナラヌ、サウシテ體刑ノ場合ニ於テハタッタ一人ヲ罰スル、直グアナタノ御答ガ抵觸スル、本員ノ考ヘルニハ前ノ理窟ナラバ體刑ヲ科スル場合ニ皆罰スルト言ハナ

モウ一應承リタイ

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 體刑ヲ科スベキコトガ租稅ノ法律ノ中ニ規定シテアリマスモノハ獨リ滯納ナ致シマシタ場合ニ此財產ヲ差押ヘマストキニ、其財產ノ一部ヲ隠ストカ云フコトノアリマシタ場合ニ限ルノデゴザイマス、其場合ト云フモノハ財產ヲ隠スト云フコトハドウシテモ其隠シタ人間ノ外ニハ責メヤウノナイヤウナ場合が多いノデゴザイマスカラ、ソレデ體刑ヲ科ス

ベキ場合ダケガ特別ニナツテ居リマスノデ、是ハモウ殆ド茲ニ書イテアリマス中デハ僅ノ場合デゴザイマスカラ、格別是ガアルガタメニ其他ノ法規マデガ全部不公平ノ法規ト爲ラヌト考ヘテ居リマス

○兒玉淳一郎君 尚ホ御質問ナシマスガ、ソンナラ罰金ヲ科スル場合ニ金ガ納マラヌトキハ換刑處分ヲシナケレバナラヌ、或ル場合ニ財產ヲ隠スバカリデナク罰金ノ方デモ體刑ガ生ズル、サウスルト隠シタ云フコトダケデ體刑ヲ科スルト云フコトデハナイト思ヒマスガ、ドウデゴザイマスカ

○政府委員(若槻禮次郎君) 罰金ノ換刑ノ場合デコザイマストはハ刑事ノ方ノ強制方法ト致シマシテ罰金ニ科スルト云ウテモ其後トカラソレヲ強制スル方法ガゴザイマセヌケレバ其刑ノ目的ヲ達シマセヌ、故ニ已ムヲ得ズ換刑ト云フコトガアルト考ヘマスノデ、是ハ刑罰ノ目的ヲ達スル方法デアルノデ、初カラ法律ガ設ケテ禁錮ニ處スルト云フ場合ト、ソレハ換刑ノ場合トハ全ク別デアルトスウ考ヘテ居リマス

○兒玉淳一郎君 尚ホ御質問ナシマスガ、固ヨリ其罰金ニ處シテ置イテ、ソレデ金ガ納ラヌトキハ換刑處分ヲスルト云フノハ第一ノ場合ト云フガ、金ガ納マラヌトキニハ換刑處分ヲスルト云フコトガ示シテアル以上ハ實際ノ效果ハ同ジコトデ、シテ見レバ此方ノモノガ換刑處分ノコトハ決シテナイ場合デアルト云フコトハ本員ハ甚ダ解釋が出來ヌ、ソコハドウシタモノニアリマスカラ

○政府委員(若槻禮次郎君) 御尋ニナリマスコトハ御意見デアッテ、換刑ノ場合モ體刑ヲ科スベキ場合モ同ジト云ウヤウナ風ニ承リマシテゴザイマスガ、左様御覽ニナレバソレハ仕方ガナイ譯デハゴザイマスケレドモ、初カラ法律ガ自由刑ニ處スルト、斯ウ云フヤウニ極メテ居リマスモノト、初カラ法律ガ是ハ罰金ニ處スルト、斯ウ云フヤウニ極メテ居リマスモノト、初カラ法律ガ是ハ罰金ニ處スルト、斯ウ極メテ居リマスモノトハ罪質ガ餘程違フデアラウト

○兒玉淳一郎君 尚ホ御質問ナシマス、今ノコトハ措キマシテ更ニ御尋シテ考ヘマスノデ、唯罰金ニ處スルト云フコトニナツテ居リマシテモ其強制ノ方法ガナイケレバ刑罰ノ目的ヲ達セヌ、故ニ一方ニ於テサウ云フ場合ニ履行セヌケレバ換刑ヲスル、拘留ニ換ヘルト云フコトガアリマス、是ハドウモ其ノ法律ノ規定デサウナツテ參リマスガ、大體體刑ヲ課スベキ場合ト、ソレカラ罰金ニ處スベキ場合トハ罪質ニ於テ違フ所ガアルトスウ考ヘテ居リマス

○兒玉淳一郎君 尚ホ御質問ナシマス、今ノコトハ措キマシテ更ニ御尋シテ考ヘマスノデ、唯罰金ニ處スルト云フコトニナツテ居リマシテモ其強制ノ方法ガナイケレバ刑罰ノ目的ヲ達セヌ、故ニ一方ニ於テサウ云フ場合ニ履行セヌケレバ換刑ヲスル、拘留ニ換ヘルト云フコトガアリマス、是ハドウモ其ノ法律ノ規定デサウナツテ參リマスガ、大體體刑ヲ課スベキ場合ト、ソレカラ罰金ニ處スベキ場合トハ罪質ニ於テ違フ所ガアルトスウ考ヘテ居リマス

○兒玉淳一郎君 尚ホ御質問ナシマス、今ノコトハ措キマシテ更ニ御尋シテ考ヘマスノデ、唯罰金ニ處スルト云フコトニナツテ居リマシテモ其強制ノ方法ガナイケレバ刑罰ノ目的ヲ達セヌ、故ニ一方ニ於テサウ云フ場合ニ履行セヌケレバ換刑ヲスル、拘留ニ換ヘルト云フコトガアリマス、是ハドウモ其ノ法律ノ規定デサウナツテ參リマスガ、大體體刑ヲ課スベキ場合ト、ソレカラ罰金ニ處スベキ場合トハ罪質ニ於テ違フ所ガアルトスウ考ヘテ居リマス

○政府委員（若櫻禮次郎君） 御答致シマスガ、法人ヲ刑ニ處スルコトガ出來ヌト云フコトハ是ハ無論刑ニ處スルコトハ出來ヌト考ヘテ居リマスガ、其前ニ於テ法人ト云フモノハ第一犯罪ヲ爲スコトガ出來ヌモノダト斯ウ考ヘテ居リマスノデ、法人自體ハ犯罪ヲ爲スコトガ出來ヌ、ソレ故ニ從ツテ法人ヲ刑ニ處スルト云フコトハナイノデアル、併シ法人ノ營業ノ中ニ其法人ヲ代表シテ居リマス者ナリ或ハ傭人扱ガ犯罪ヲスルコトガゴザイマスガ、法人自體ト云フモノハ犯罪ヲ爲スコトガナイ、從ツテ刑ニ處スルト云フコトハ起テナトスウ考ヘテ居リマス

○兒玉淳一郎君 尚ホ質問ナシマス、ソレデ此取締役其他理事ノ者ガ刑ヲ犯シタ場合ニハ其者ヲ罪ニ問フ所ノ訴狀ニ權兵衛ナラ權兵衛ト云フ人ガ居ツテ其人ガ犯罪ヲシタ其時ニハ其人ノ肩書ハ何デス又肩書ナシデヤリマスカ

○政府委員（若櫻禮次郎君） 何レ裁判所デ判決スルトキニハドウ云フ事件ニ就イテ事犯ガアツタト云フコトヲ調べマスカラ會社ノ役員中ニ犯罪ガアレバ其役ノ名前ヲ現スデアリマセウガ其裁判ヲ受ケルノハ矢張リ其人ガ受ケルノ

デ肩書ハ書イテアツテモ無クッテモ何方デモ宜カラウト考ヘテ居リマス

○兒玉淳一郎君 尚ホ御尋致シマス、アナタノ方カラ刑ヲ求メル時ニハドウ書イテ出シマスカ犯罪者ノ訴狀ニハ肩書ハ書キマセヌカ

○政府委員（若櫻禮次郎君） 告發致シマス場合ニハソレハ何所其所會社ノ理事ナラバ理事、取締役ナラバ取締役ノ某ト云フ者ヲ被告トシテ告發致シマス

○兒玉淳一郎君 サウスルト肩書ヲスル以上ハ法人ガ勤イタト同ジコトデハアリマセヌカ

○政府委員（若櫻禮次郎君） ソレハ先キニモ申上ダマシタ通リ法人ハ犯罪ハ出來ヌト考ヘテ居リマスガ、法人ノ中ニアツタ犯罪デアレバサウ云フ場合ニハイツデモ法人ノ代表者ヲ罰スルト云フ斯ウ云フ法律デゴザイマスカラ告發シマスルトキニハ矢張リ法人ノ肩書ヲ出サネバナラヌトスウ考ヘマス

○都筑馨六君 私モ兒玉サンニ稍々類似ノ疑ヲ持テ居リマスルガ、商法ノ規定ニ依リマスト合名會社ノ業務ハ定款ニ別段ノ定ガナイ以上ハ社員ノ多數決ニ依ツテ之ヲ決シテ執行シテ行クヤウニナツテ居ルト考ヘテ居リマス、從ツテ法人ニ於テ犯罪事項ガアル前ニ於テ斯ウ云フ事ナシテハ惡イト云ウテ止メタ社員ガアルカモ知レナイ、併ナガラ止メタニ拘ラズ多數決デヤツタカモ知レナシ、未ダ犯罪ヲシナイ前デアルカラ告發ノ仕様モナイ、ダガ多數決ニ壓セラレ

テ法人ト云フモノハ稅則ノ犯罪ヲ犯シタカモ知レナイ、其場合ニ於テ先キニ反對ナ唱ヘタ社員マデナモ罰セラレルト云フ結果ナ來シハセヌカト云フノガ

第一段ノ質問、ソレカラ第二段ニハ多數ノ場合ニ於テハ專務取締役ト云フモノハ大抵一人定ツテ居ルト云フコトデアリマスガ、或ハ多數ノ場合ハサウカモ知レマセヌケレドモ、隨分此專務取締ノ大勢アル所モアル、專務理事トカ又ハ合名會社ノ定款ニ定ツテ居ラヌ場合即チ定款ニ別段ノ規定ナキ場合ニシテ多數決デ行ク場合モ隨分アル、サウ云フ場合ハ多數デハナイカモ知レマセスガ隨分アラウト思ヒマスガ事實ナイデアリマセウカ、ソレカラ第三ニハ法人ト云フモノハ犯罪ハ犯サナイト云フコトデ、ソレハ犯罪ノ意思ノナイコト所謂犯意ノナイコトダケハ明デアル、サリナガラ犯罪ニ依ツテ不當ノ利得、不法ノ利得ヲ得ルト云フコトモ場合ニ依ツテハアル、ソコデ斯ウ云フ場合ニハ法人ノ財產カラ其罰ニ當ルベキモノヲ取上げテ宜イト云フヤウナ主義ガ近年ノ外國ノ諸立法ニハ現レテ來タヤウデ、或ハ船ダトカ或ハ會社ダトカノ行爲ニ就イテハソレハ前ニ反對ナ唱ヘタ社員又ハ兒玉君ノ言レル如キ留守中ノ社員ヲモ罰スルト云フヤウナ不公平ニ比スレバマダシモ法人カラ其罰金ニ相當スル金额ヲ徵收シタ方が不公平が少クハナイカ、就中此換刑ノ場合ニ於テノ行爲ニ爲シタ者ニ限ルガ此換刑シタ場合ニハ其罪ニ與ラヌ者デモ又其罪ニ反對シタ者デモ罰スルト云フ隨分ヒドイ結果ナ來シハシマセヌカ、又モウ一つハ其雇人ガ爲シタ事ニ就イテ或ハ何モ知ラヌ場合若クバ之ヲ拒ギ得ナカツタ場合デモ總テ社員ナリ業務擔當社員ナリ理事ナリ其他ノ重役ナリヲ罰スルト云フコトハ如何ニモ苛酷ニ聞エマスヤウニ考ヘマスガ、此他ニ於テ方法ハナイモノデゴザイマセウカ

○政府委員（若櫻禮次郎君） 唯今仰セニナリマシタ合名會社ハスルニ於テ特別ニ業務擔當社員ト云フモノヲ定メナイ以上ハ總社員ガ悉ク會社ヲ代表スルコトガ出來ルト云フノハ商法ノ規定デアリマスカラ其通りデゴザイマス、其場合ニ此法律ヲ如何ニ適用シテ行クカト云フ御尋ハソレハ多數決デヤリマセウガ或ハ一人ノ人間ガ代表シマセウガ均シク代表者デアル以上ハ此法律ノ結果ハ總テ受ケルデアリマセウ、ソレカラ取締モ專務取締ヲ定メタ場合ト、サウデナイ場合トハ定メテアル場合ガ多數デアリマセウガ、併ナガラサウデナイ場合モアリマセウ、其事實ガドウカト云フ御問デアリマシタガ、私共ノ心得テ居ル所デハ多數ハ專務ノ取締役ガアルト思ヒマスガ、矢張リ取締全部ガ協議シテ會社ノ業務ヲ執ルト云フ所モアラウト思ヒマス、併シ何處ガサウナツテ

居ルト云フコトハ唯今申上兼ネマスルガサウ云フ場合ハアルデアラウト考ヘマス、ソレカラ近來ノ進歩シタ學說デハ法人其物ニ責任ヲ負ハスヤウニナッテ居ルガサウナッテハドウカト云フヤウナ御問デアリマシタガ、唯今モ申ス如ク法人ニハドウモ惡イコトヲスルト云フ意思ノナイ筈デアル、取締役ヲ選ビ若クハ理事ヲ選ンデ仕事ヲサセマスニハ決シテ犯罪ヲ爲シテ吳レロト云フコトハ考ヘテ居ラヌ、正當ニ業務ヲ爲シテ吳レト云フノデ取締ナリ理事ナリヲ選シテ居ル、其處ヘ取締ナリ理事ナリノ心デ惡イコトヲシタノデゴザイマスカラ、ドウモ法人ニ責任ヲ負ハスト云フコトハ言ハレヌ譯デハアルマイカト考ヘマス、矢張リ惡イコトヲシタノハ其人ノ心デシタノデアルカラ其人が制裁ヲ受ケルノガ相當デハナイカト考ヘマス、其上ニ法人ニ責任ヲ負ハストシテモ多クノ場合ニハ財產ガアルカラ履行ハ致シマセウケレドモ法人が履行セヌト云フ場合ニハ是ハ無形ノ人間デゴザイマスカラ換刑ノ手段ヲ取ルコトモ出來ズ、是ニ至ツテハ全ク刑ノ目的ヲ達スルコトガ出來マセヌカラ矢張リ誰カ責任ヲ負フ者ガナケレバナルマイト考ヘマス、ソレカラ雇人杯ノ所爲ニ就イテ代表者其者ヲ處罰スルノハ仰セノ如ク酷ナヤウデゴザイマスガ酒稅法葉煙草專賣法ノ如キモ皆斯ウナッテ居リマス、酒ヲ製造スルニハ其人が指圖シタノデナクテモ雇人が脱稅ノ行爲ヲスレバ矢張リ主人ニ向ツテ制裁ヲ加ヘマス、ソレカラ賣樂稅ノ如キモ左様デゴザイマスシ葉煙草取扱ノ場合モ總テ其營業人自體ガ差圖ナシテヤラシタコトデナクトモ責任ヲ負ハセルコトニナッテ居リマス、是レハドウモ他ノ刑法上ノ犯罪ト違ツテ脱稅杯ニ至ルト澤山ノ稅ヲ脱スルヤウナ場合ハ利益ガゴザイマス故ニツイ其利益ニ眼ヲ眩マサレテサウ云フヤウナ事ヲヤル氣ニナル、其場合ニオ前方脱稅ヲ圖リハセヌカト云フ場合ニソレハ私ハ知ラナカツタ雇人ガヤリマシタト云テ其事が無制裁デ濟ムヤウナコトニナリマスト脱稅ト云フコトガ非常ニ多クナッテ參リマス、ソレデ己ムヲ得ズスウ云フヤウニ雇人ノ處罰ト雖モ主人ニ責任ヲ負ハセルヤウニ租稅ナリ葉煙草專賣法モ出來テ居リマスガ是ハ法律ガ一個人ニ對スル場合ト同ジク法人ニモ適用スルノデ新ニ法人ニ斯ウ云フ嚴重ナ規則ヲ設ケタノデアリマセヌカラ左様御承知ナシ……

〔都筑馨六君發言ノ許可ヲ求ム〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 都筑君

〔村田保君發言ノ許可ヲ求ム〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 都筑君ニ今發言ヲ許シマシタカラ……

○都筑馨六君 唯今ノ仰セデゴザイマスガ法人ニ惡意ガナイカラ罰シナイ、サウシテ見ルト尙更當リ前ノ肉體ヲ備ヘテ居ル人間ガ惡意ガナイドコロデハナイ其事犯ヲ豫防スルコトヲ努メタニ拘ラズ他ノ人間ガ犯シタル罪ニ附イテソレヲ豫防セムコトヲ勤メタ人ヲ罰スルト云フコトハ餘程酷ナヤウニ丁度先刻御述ニナッタ法人ニ惡意ガナイカラ罰セナイト云フ御趣意ニ非常ニ抵觸スルヤウニ私ハ感ジマスガ、ソレハ如何デゴザイマセウカ、法人ニ惡意ガナイカラ罰シナイト云フノハ無論デアリマスガ罰金ノ制ト云フモノハ體刑杯ト違ヒマシテ往々不當利得ヲ防グト云フ方ノ目的ヲ以テ出來テ居ル場合ガ多ク、例ヘバ日本ノ何ハドウナッテ居ルカ知リマセヌガ外國ニハ山林杯ノ犯罪杯ト云フモノハ犯罪ヲ犯シテ純益シタ所ノ利得ニ應ジテ罰金ガ變ツテ來ル、即チ租稅ノ脱稅ノ何倍ト云フコトガ一方ニハ罰ノ目的ヲ持ツテ居リマスガ一ツニハ脱稅ニ依ツテ來ル所ノ不當利得ヲ沒收スルヤウナ精神ニモ罰金ト云フモノハ基クコトガ往々アル、而シテ其目的ハ法人ノ不法行爲ニモサウ云フ適用ガ出来ルヤウニ思ヒマスガ、ソコハ如何デゴザイマセウカ

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 多數決ノ場合ニ於テ止メタ者マデニ制裁ヲ加ヘルノハソレハ無理デハナイカト云フ御尋デゴザイマスガ、法人ヲ代表シテ居リマス以上ハ雇人が爲シマシテモ尙ホ制裁ヲ負フヤウナコトニナッテ居リマスノデ、矢張リ代表者デアリマスト脱稅ト云フト共ニ責任ヲ負ウテ相當デアラウト考ヘマス、ソレカラ罰金ト云フヤウナモノモ寧ロ不當利得ヲサセナイト云フ爲ニ出来テ居ルノデアルト云フコトハソレハ御意見デアレバ仕方ガゴザイマセヌガ、此法案ノ趣意デハ共ニ制裁ヲ加ヘテ宜シイト云フ積リデアリマス、ソレカラ罰金ト云フヤウナモノモ寧ロ不當利得ヲサセナイト云フ爲ニ出来テ居ルノデアルト云フ御説、是モ御尤デアリマスノデ無論不當利得ヲサセナイヤウニスル脱稅ナシタ者ハ何倍ノ罰金ヲ科スルト云フ其趣意デハゴザイマスガ、唯法人ハソンナラバ其趣意デ出來テ居ルカラト云ツテ法人ニ罰金ヲ科スルト云ツテモサツキ申シタ通り履行シマセヌ時ニハドウモ仕様ガゴザイマセヌヤウニ考ヘマスノデ先づ有形ノ人ニ制裁ヲ加ヘルヨリ外已ムヲ得ナイセヌカラ左様御承知ナシ……

○村田保君 私ハ無論此案ハ適當ナ案ダト思ヒマスガ、政府委員ノ御説明ガ少シク分ラヌヤウニ思ヒマス、私ハ却ツテ政府委員ハ法人ヲ罰スルコトハ出來ヌト云フガ成ル程直接ニ罰スルコトハ出來ヌガ間接ニ罰スルコトハ出來ル、直接ニハ無論罰スルコトハ出來ナイガ間接ニ法人ヲ罰スルガ爲ニ此法ハ設ケ

タモノデアラウト思フ、ナゼト云フニ法人ノ名義ヲ以テサウシテ同ジ事ナスルノハ誰モ罰スルコトナイト云フ場合ニ責任者ガナイカラ即チ之ヲ定メタルコトニナル、素ヨリ個人デアラウガ法人デアラウガ犯則シタ場合ニハ取締役トカ何トカ云フ役員ニ其責ヲ負ハセルト云フノハ是ガ間接ニ法人ニ責ヲ負ハセモ宜イ、其法人カラ罰金ヲ取ル分ニハ誰カラ取ツテモ宜イ、即チ會社ナラ會社カラ取ツテ宜イ、併ナガラ會社カラ取ル責任者ガナイカラ是ミノ者ハ連帶シテソレダケノ金ヲ取リサヘスレバ宜イ、ソレダカラ是ハ會社ナラ其會社カラ取ルノハ其法人ヲ罰スル趣意ニナルダラウト思フ、直接デハナイケレドモ間接ニハアル、體刑ハ申スマデモナク出來ヌガ罰金ダケハ是非トモ取ラナクテハナラヌカラシテ或ハ會社ノ金ヲ以テ取ルカ知ラヌ、其趣意ダラウト思ヒマス、是ハ此法ハ必要ト思フガ政府委員ノ御説明ガ惡ルカラタ

○都筑馨六君 今ノ村田サンノ御質問ニ御答辯ヲ……

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今ノハ御質問デナイト思ウテ居リマシタガ御質問デアッタノデスカ、唯今ハ丁度法律ノ至極相當ダト云フコトニ御述ニナシタト考ヘテ居リマス

○都筑馨六君 私カラ質問トシテ出シマスガ、唯今村田サンノ御述ニナリマシタヤウナラバ私モ強テ論ハナイノデアリマスガ、是ハ本人ノ處罰スルト云フカラ會社ノ財產カラ取ルト云フコトデナクシテ本人ノ財產カラ取ラナクテハ此目的ナ達シナイカノヤウニ考ヘテ居リマスガ、此法律ノ精神ト云フモノハ本人ノ財產カラ取ルト云フノガ法律ノ言ハムト欲スル所デアラウト思ヒマスガ、ソレハ如何デゴザイマセウカ

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 本案ノ規定ハ何ミナ代表者ヲ處罰ストゴザイマスカラソレハ刑事上ノ責任ハ代表者が負フノデゴザイマス、唯罰金ダケノ場合ハ代表者ニ刑罰ヲ加ヘマスレバ其結果ハ自然會社ノ方ニ負擔サセルカラ間接ニ會社ノ制裁ニナルノダト云フコトニ仰シヤッタノデアラウト考ヘマスノデ、處罰ヲ受ケル人間ハ代表者其人デゴザイマス

○都筑馨六君 私ハ村田サンノ御質問ヲサウ解釋シナカッタ、村田サンノ御質問ハ法人ノ代表者ヲ法人ノ資格ニ於テ罰スルカラ間接ニ法人ヲ拘束スル筈デアルトスウ仰シヤッタヤウデゴザイマスガ、私ノ今問ハムトスル所ハ今

ノアナタノ御答辯デアリマスト實際ノ結果多分法人ノ金ヲ出シテ拂フテヤルデアラウカラ其實際ノ結果、法人ノ負擔ニナルデアラウト云フスウ云フ御趣意ノヤウニ取ツタ、若シ果シテ後段ノ御趣意ナラバ村田サンノ御考トハ違ツタルコトニアル、體刑ノ場合ハ罰スルコトハ出來マセヌガ金ノ罰ハ誰カラ取ツテソレダケノ金ヲ取リサヘスレバ宜イ、ソレダカラ是ハ會社ナラ其會社カラ取ルノハ其代表者ノ不法行爲ニ基ク罰デアルナラバ其不法行爲ヲ爲シタ人ニ向テ損害賠償ノ要求が會社カラ出來ルモノデアルカ出來ナイカ、代表者ガシタテハ、其代表者ノ不法行爲ニ基ク罰デアルナラバ其不法行爲ヲ爲シタ人ニ向テ損害賠償ノ要求が會社カラ出來ルモノデアルカ出來ナイカ、代表者ガシタ場合ニハ自分が不法行爲ヲシテ自分が負擔スルノニ其金ヲ會社カラ出サセルト云フノハ……不法行爲ニ基イタモノハ要求が出來ヌト云フ解釋ヲシテ居リマスガ、ソコハドウデゴザイマスカ

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今ノ御尋ハ是ガ法律ニナリマス以上ハ左様ニナリマスコト、考ヘマスルノデアリマス、唯實際ニ於テノ事ダケテ先キニ申述ベマシタノデ、解釋致シマスレバ左様ナコトニモナリマセウト考ヘマス

○松平正直君 段々先刻ヨリノ質問又答辯ナリテ聞キマスルニ是ハ簡單ナ法律デゴザイマスルケレドモ此法律ハ會社ノ役人ト爲ツテ居リマスル者ニハ大イナル關係ヲ持チマスシ、能ク是ハ法文モ事實モ練ツテ置イタ方ガ宜カラウト思ヒマス、唯今承ッテ見マスルト所謂法人ヲ罰スルト云フコトガ一問題出マシテ見マスルト委員中ニ其議ガ熟シテ居ラヌト思ヒマス、ト云フコトモ或ハアリマスカラ是ハ一ツ再調査ヲ致シタイト云フ動議ヲ提出致シマス、ドウゾ再調査ヲセラル、ヤウニ成立チマスナラバ誠ニ此法律ノ完全ヲ致スニモ宜カラウト思ヒマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 一ツ松平君ニ御尋致シマスガ、再調査ニ附キマシテハ委員ノ所ハドウ云フコトニナサラウト云フ積リデアリマスカ

○松平正直君 再調査ヲスルニハ委員ハ是マデノ委員ハ九人ト思ヒマシタガ、ソレヲ十五人ト爲サレマシテ、其委員ハ議長ノ指名デ以テ選定ナサツテ下サツタラ宜カラウト思ヒマス、本員ハサウ存ジマス

○副議長(侯爵黒田長成君) ソレヲハ從前ノ九名ノ外ニ六名ヲ加フルト云フノデゴザイマスカ

○松平正直君 左様デゴザイマス

○男爵小澤武雄君 賛成

〔此他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○周布公平君 再調査ノ說ニ附イテハ強テ反対ハアリマセヌガ、兎ニ角今少

シク議論ガ緻ミマセヌト云フト再調査ニ付託サレタカラト云ウテモ矢張リ又

議場ニ上ッタトキニハ今日同様ニ質問ガ續々出ルダラウト思ヒマス、例ヘバ此

法人ト云フモノハ處罰スルコトガ出來ルカ出來ヌカ、先刻都筑君ノ申サル、

ニハ近來ハ法人モ處罰スルコトガ出來ルト云フ論ガ段々外國ニハ起ツテ來タ

ト云フヤウナ說モゴザイマス、又政府委員ノ言ハレル所デハ法人ト云フモノ

ハ是ハ意思ノナイモノデアツテ之ヲバ罰スルト云フコトハ出來ヌ、出來ヌカラ

法人ヲ代表スル所ノ者ヲ罰スルヨリ外ニ仕方ガナイト斯ウ云フ論デアル、其

邊ハドチラガ此議院ノ多數ノ意向デアリマセウカ、又體刑ヲ科スルト云フコ

トガ甚ダ此前項ト……第二項ト不權衡ヲ來タスト云フコトモ說ガ出テ居リマス、是等モ今少シク進ンデ議論ヲ闘ハシタ曉デナイトスウ云フ論デアル、ソ

シタ功能ガアルマイト思フノデゴザイマス、ソレデ本員ハ調査委員ニ付託スルニハ及バメント斯ウ思ヒマス、ドコマデモ法人ト云フモノハ處罰スルコトガ

出來ヌニ依ツテ法人ヲ代表シテ居ル所ノ者ヲ處罰スル、即チ社員取締役理事等

ヲ罰スル、サウシテ其處罰スル所ノ金ハ或ハ此法人カラ出スガ適當デアルカ、又代表者其者が出スガ適當カト云フコトニ附キマシテハ代表者ノ財産カラ取

ルト云フ本員ハ考デアルノデゴザイマス、即チ惡イ事ヲスルナラバ何ガ惡ルイ事ヲスル、即チ代表者ガ法ヲ犯シタノデアル、此法人ト云フモノハ即チ此違

犯行為ノ事ヲ爲スト云フ意思ハ少シモナイノデアリマシテ、其責任ト云フモ

ノハドコマデモ代表者ニ係ツテ來ルガ當リ前デアル、其場合ニ當ツテ取レナケレバドウスルカ、取レナイ金ハ會社カラ……法人カラ取ルカト云フト矢張リ取ラヌ、取レナケレバ取ラヌマデアツテ即チ此換刑ノ場合ニナツテ參ル、デ

本員ハ矢張リモウ此政府案ノ通リデ宜シイ、已ムヲ得ヌコトデアル、脱税ノ取締上ヲ致スニ附イテ極ク立派ノ法律デハナイカモ知レマセヌガ、ドウモ仕方ガナイコトデアル、元來雇人又ハ他ノ從業者ノ致シタ所ノ違犯ニ附イテ、ソレヲ知ラナイ所ノ法人ノ代表者ヲ罰スルト云フコトハ頗ル酷ナコトデアリマスルケレドモ、是ハ他ノ稅法ニハ皆斯ウナツテ居ルコトデ、是亦取締上已ム

ヲ得ヌコトデアリマスカラ、本員ハ此政府ノ原案通リデ宜カラウト思フノデアリマス、調査委員再付託ニハ反対ヲスル、併ナガラ若シ多數デ再調査ニ付

託ニナリマスレバ尙ホドウカ十分ニ今少シク進ンデ御討論ニナリマシテ、凡ソ大體ガドコニ多數ノ意向ガアラウカト云フコトガ略々分ッタ所デ再調査ニ付託サレタイト云フ考デ、唯今ノ所デハ再調査ニハ反対デゴザイマス

○子爵晉我祐準君 私ハ再調査說ニ賛成ヲ致シマス、全體一度委員ガ報告ヲサレテアルコトヲ再調査ニ付スルト云フコトハ成ルタケ避クル方ガ宜カラウト思ヒマスガ、殘念ナコトナガラ委員カラ報告サレタ所ノモノハ甚ダ不分明

ノ點ガアツタカノヤウニ思ハレマス、又討論ニナリマシテカラ政府委員カラ答ヘラレタコトモ或ハ二三ノ質問者ノ方ニハ遺憾デアラウカト云フコトモアリマス、幸ニシテ再調査ノ論が出来マシタノハ誠ニ結構ナコトデアルト思ヒマスカラ私ハ全ク再調査說ニ賛成致シマス、周布君ハ尙ホ議論ヲ進メテ其上ニ再調査ニ付スルガ宜イト云フコトデアルガ、ソレナラバ茲デ全院委員會デモ開カナケレバナラヌ、討論ハ再ビヤルコトが出來ヌト云フ規定デアルカラ周布君ノ御述ニナルヤウニスレバ全院委員會ヲ開カナケレバナラヌト思ヒマス、斯ノ如キコトヲ避ケルタメニ委員ト云フモノガアリマスルニ依ツテ委員ニ付託シテ委員ノ數ナ十五人ニシテ再調査ヲスルト云フ說ハ頗ル此際ニ於テハ適當ノコトデアラウト思ヒマス

○子爵岡部長職君 本員モ再調査ノ說ニ賛成

○副議長(侯爵黒田長成君) 先刻松平君ヨリ本案ヲ再調査ニ付スル、就イテハ從前ノ九名ノ委員ニ加フルニ六名ノ委員ヲ以テシテ、其六名ノ委員ノ指名ハ議長ニ託スルト云フ、斯様ナ動議ニ段々賛成ガアリマシタ、之ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○伯爵坊城俊章君 此案ノ報告ヲ唯今致シマスル日程デゴザイマスガ、ドウカ此日程ヲ御延バシ下サルコト願ヒマス、如何トナレバ尙ホ此中ニ見出シタコトモゴザイマスカラ再び調査ヲ致シタウゴザイマス、ドウカ今日ハ御延

バシヲ願ヒタウゴザイマス

○男爵尾崎三良君 鐵業條例ノ改正案ハ私モ委員中ノ一人デアリマスガ、ドウ

中ニ委員會が開ケテ既ニ可決ニナツタ趣デアリマス、本員杯ハ段々議論モアルノデ、若シ今日議事が開ケタナラバ已ムナ得ズ議場ニ於テソレソレ質問ヲシテ然ル後修正ノ意見ヲ持ツテ居リマシタガ、若シ此議ヲ延バサレルト云フコトデアレバ、ドウ云フ趣意デ延バサレルノデアルカ、ソレヲ一應承ッタ上デ……或ハ再ビ委員會ニ付セラルルノデアルカ、又漫然延バスト云フノデアルカ、ソレヲ承ッタ上デ質問モ致シ如何ヤウトモシヤウト思ヒマスカラ、其延バスト云フ趣旨ヲ承リタイ

○伯爵坊城俊章君 固ヨリ唯今日程ヲ延バサレマスコトハ再ビ調査ヲ致シマス積リデ延バサレルコトヲ希望シタノデアリマス、再調査ヲスルカセヌカト云フ質問モ出マシタガ固ヨリ調ベル積リデ日程ヲ御延バシ下サレト申シタ譯テアリマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 唯今特別委員長カラ要求ノ撤回ノコトハ御異議ハナカラウト思ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 先刻御委託ニナリマシタ特別委員ノ氏名ヲ報告致シマス

〔太田書記官長朗讀〕

北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案特別委員

伯爵立花 寛治君	子爵錦織 敏久君	子爵竹内 惟忠君
子爵山口 弘達君	子爵高野 宗順君	子爵牧野 忠篤君
湯地 定基君	宮島誠一郎君	最上 廣胖君

法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律案特別委員追加

子爵曾我 祐準君 松平 正直君 男爵小澤 武雄君

村 田 保君 都筑 聰六君 穂積 八束君

○副議長(侯爵黒田長成君) 本日ノ議事ハ是ニテ終リマスガ次ノ日程ハ後トヨリ御報告致シマス、本日ハ散會

午前十一時十四分散會